

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	軽自動車税賦課事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐賀市は、軽自動車税賦課事務において特定個人情報ファイルを取扱うことが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識するとともに、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行うことで、常に個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

軽自動車税関係事務においては、事務の一部を外部委託しているため、特に契約に際し、個人情報保護及び秘密保持について委託契約書において明記するなどして確認をしている。
また、内部に対しても照会用のパスワード、IDなどを設けることにより閲覧制限をかけ情報漏えいのリスクを軽減する措置を行っている。

評価実施機関名

佐賀県佐賀市長

公表日

令和7年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税賦課事務
②事務の概要	<p>地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。また、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・地方税法に基づき、軽自動車の所有者又は使用者から提出された軽自動車税申告書を基に軽自動車税を賦課決定し通知する。賦課決定に際し、または賦課決定後においても、必要に応じ調査を実施し、公平・公正な賦課決定または賦課更正を行う。また、住民からの要請に応じ、賦課された軽自動車税情報から納税証明書等を発行する。 <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none">①軽自動車台帳の管理②軽自動車税の賦課決定及び軽自動車の所有者又は使用者への税額通知の発送③軽自動車税の減免申請書の受理及び承認または取消の決定、ならびにその通知④軽自動車税の課税免除申請書の受理及び承認または取消の決定、ならびにその通知⑤納税証明書、標識交付証明書、廃車済証明書等の発行
③システムの名称	・佐賀市基幹行政システム(軽自動車税システム) ・佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・SHIPS軽自動車税システムDBファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第24項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 ・48の項 【情報提供の根拠】 ・なし(軽自動車税賦課事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	佐賀市市民生活部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐賀市総務部総務法制課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐賀市市民生活部市民税課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うなど、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守している。また、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。よって、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、既定の様式を利用して事務を行っている。さらに、軽自動車税システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、入力後には必ず作業者と別の者によるダブルチェックを行っている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 今井 剛	市民税課長 片淵 明子	事後	
平成28年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数のいつ時点の計数か	2014/4/1	2016/4/1	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 片淵 明子	市民税課長 一番ヶ瀬 昭広	事後	
平成30年11月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数のいつ時点の計数か	2016/4/1	2018/10/31	事後	
令和1年11月8日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数のいつ時点の計数か	2018/10/31	2019/10/31	事後	
令和2年11月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数のいつ時点の計数か	2019/10/31	2020/10/31	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年11月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数のいつ時点の計数か	2020/10/31	2021/11/1	事後	
令和3年11月1日	IVリスク対策 8. 監査	[]内部監査	[○]内部監査	事後	
令和4年11月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の「いつ時点の計数か」	2021/11/1	2022/11/1	事後	
令和4年11月15日	IVリスク対策 8. 監査	[○]内部監査	[]内部監査	事後	
令和5年11月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数のいつ時点の計数か	2022/11/1	2023/11/1	事後	
令和6年12月11日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数のいつ時点の計数か	2023/11/1	2024/11/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月11日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		追加	事後	
令和6年12月11日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		追加	事後	
令和7年10月16日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の「いつ時点の計数か」	2024/11/1	2025/11/1	事後	
令和7年10月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱うファイル ②事務の概要	番号法の別表第2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	
令和7年10月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱うファイル ③システムの名称	宛名統合システム	統合宛名システム	事後	
令和7年10月16日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第16項	番号法第9条第1項別表第24項	事後	
令和7年10月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	
令和7年10月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第2における情報照会の根拠】 ・第27項	【情報照会の根拠】 ・48の項	事後	
令和7年10月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第2における情報提供の根拠】	【情報提供の根拠】	事後	